

論文要約

論文題目 伝統と変革のはざまにおける「自由」の模索——フリードリヒ・リストの政治思想——

申請者 李依妮

フリードリヒ・リスト(Friedrich List, 1789-1846)の思想といえば、国民産業の保護育成や経済発展の段階論など、経済学の古典的なテーマを扱うものがイメージされやすく、あるいは、法学や政治学の世界とは無縁だと思える人もいるかもしれない。しかし、国家と憲法を主題とする初期リストの作品を読んでも、この「経済学者」と言われる人物が実際自らの国家哲学を築いていたこと、その思想構成も法学や政治学から始まることがわかる。リストはたしかに、サヴィニーやヘーゲル、モールといった著名な同時代人のように、影響を及ぼした法・政治思想を展開したわけでも、独創性に富んでいたわけでもない。しかし、帝国自由都市ロイトリンゲンの市民自治の経験とヴェルテンベルク憲法闘争の活動に基づいて書かれた彼の作品は、その時代の現実をよく反映し、ヴェルテンベルクの国制史や十九世紀の公法史を理解するうえで良い材料となる。のみならず、多様な「思想の源泉」をもつその思想は、近世から近代への「過渡期」の精神史的状况を把握するのに、第一級の史料価値をもつものである。

本論文では、リストの思想を「政治思想」として捉え、かれの作品を分析していく。そのため、本論文はリストの思想を、南ドイツ、とりわけヴェルテンベルク大公国/王国の特殊な歴史的背景と照らし合わせて検討するのみならず、巨視的にドイツの法制史・政治思想史・国家学史の文脈のなかにその思想を位置づける。この際、とくにリスト思想の憲法・国家行政・自治と関わる部分に焦点を合わせる。このような分析を通じて、リスト思想が帯びる「ドイツ初期自由主義」的な特徴を明らかにする。そのうえで、三月前期における初期自由主義的な思想のひとつの表徴としてのリスト思想の特殊性・独自性を明確にする。

このような目的のもと、本論文では、これまでの研究史において軽視されてきた初期リストの政治思想の具体像を掘り起こし、リストの① 行政改革論(第2・3章)、② 契約論(第4章)、③ 立憲君主政論(第5章)、④ ゲマインデ論(第6章)、⑤ 後期経済論(第7・8章)に焦点を当て、リストの思想がいかにして広義のドイツ思想史、社会経済史、ヴェルテンベルクの政治史・国制史という歴史的な文脈のなかで、自由・法治・福祉という政治的意図を内包しながら形成していったのかを考察してきた。

リストの思想は、良き古き法の回復を主張する等族の反動と、絶対主義統治の完成を狙う国王の双方に抗して生まれたものである。リストは、個人の社会状態と政治・法関係の基礎を問い直すことによって、国家を共和制と君主政の混合政体をとる重層構造の契約的結合

体に変容させようとした。この構想の背後には、単なる観念上の理念ではなく、1810/20年代におけるヴュルテンベルクの憲法闘争というきわめて現実的な政治的対立があった。ここにある複雑な力学関係が、リストの政治思想を生み出した経験となったのである。このように本論文では、リストの政治思想を思想史的次元と制度史的次元の双方から捉えることで、その実践的基盤をより立体的に浮かび上がらせることを試みた。

1. 政治的自由の中心性

リストにとって「自由」とは、何よりも政治的自由を意味し、それは個人の活動、ゲマインデ自治、国家行政という三つの次元を通じて実現されるものであった。

2. 国家の複合的構造

リストにとって「国家」は、結合契約と憲法契約から成り立つ結合体であり、法治国家としての性格と、社会的扶助を担う福祉国家的性格を併せ持つ多層的な存在である。

3. 最善の政体構想

リストは共和政と君主政の混合政体を最適と考え、君主を「人格的支配者」ではなく、執行権を委ねられた「機械」として位置づけた。この視座は立憲主義と行政観をつなぐ理論的中核をなす。

4. ゲマインデ自由主義

リストの自由論の核心には、地域共同体としてのゲマインデの自由があった。彼にとってゲマインデは、国王や等族に対抗しうる自立した政治的基盤であり、国家と個人を媒介する不可欠の単位であった。この「ゲマインデ自由主義」は、彼の契約論・行政改革論・立憲君主論を貫く思想的支柱である。

5. 政治的自由と自立の基盤

リストにとって個人の政治的自由は、経済的および精神的自立によって初めて支えられる。したがって彼の経済思想の核心は、市場理論それ自体ではなく、政治的自由を下支えする個人の自立の確立にあった。

これらのテーゼは、単なる思想的断片ではなく、「新しい生」と「古いもの」との和解を目指すリストの政治思想を貫く統一的な構造をなす。以下では、これまでの各章の議論を総括する。

リストは書記制度の改革実践において、「国家の理想的な政府には、信認される実定法のみならず、立法者の目的を達成する合目的の手段もまた必要である。この合目的の手段は、すなわち、良き国家行政のことである」という、かれの思想の基本テーゼを確立するに至った。かれはこの思考を携えて、中世以来ヴュルテンベルクに存在してきた「書記制度」を、良き国家行政の担い手である教養官僚を育成する実践的教育制度へと変革しようと試みた。こうした活動は、1818年に国王側によって書記制度が廃止されたことで挫折を余儀なくされたが、その改革活動の過程で萌芽した、「国家の理想的な政府」・「立法者の目的」・「良き

国家行政」をめぐるかれの思考は、1810年代を通じて少しずつ体系化され、思想としての確かな輪郭を形つくっていった。(第2章)

同じ頃、リストは、ドイツ国家学の発展の歴史区分をしたえ、国家学理論が志向する政治的目的をいかにして自らの時代において実現しうるかを模索しながら、「国家学」と「国家行政実務」を包括する「国家知学」の教育構想を大学で展開しようとした。この構想は1818年にかれの主導のもと創設されたテュービンゲン大学国家経済学部として部分的に結実した。しかし、自然法に基づく国家構想と人民主権の主張、ゲマインデにおける市民自治の強化、行政監督制度の整備、国家目的の規範的基礎の確立といった問題意識からのリストの大学講義は、憲法闘争のただなかで、国家経済学部の創設に異なる政治的期待を抱いていた国王側とのあいだでは、早くから深刻な亀裂が生じさせた。その結果、1819年のリストの教授解任につながった。(第3章)

さらに同じ1810年代、リストは等族による憲法草案の批判を出発点として、自らの自然法論的国家論を紡ぎ出した。かれの関心は、自然法論に共通する人間の自由にとどまらず、ヴュルテンベルクに実在しているゲマインデをいかに国家との法関係において定立し、自由な個人の生活空間として再構築するか、という具体的な問題へと向かっていた。重層の結合契約による「国家ゲゼルシャフト」の形成という一見特異な理論を案出した所以も、まさにここにある。そしてリストはこの議論に基づき、歴史のなかに民衆の自由の起源を求め、それを正当化しようとして、統治者と人民の間において統治権限や基本秩序を取り決める憲法契約を論じた。かれにとってヴュルテンベルクにおける連続的な契約の歴史は、単なる制度の積み重ねではなく、民衆が抵抗と交渉によって主体的に秩序を形成してきた歴史そのものであった。かれの考える憲法制定は、このような歴史的なものに基づくものである。(第4章)

リストはこうした原理論を土台に、「立憲君主政論」と「ゲマインデ論」を展開した。当時のかれにとって、君主という存在を無視することができなかった。「君主」の再位置づけをつうじて、等族による寡頭制的支配に対抗するため、そして、①行政の「統一性」という理論的観点、②共和制の暴力性・独裁性というフランス革命に対する反省という2つの要素からも、「君主政」はリストにとって「国家」の不可欠の一部とみなされていた。ゆえにかれは、恣意的に振舞う人間である君主を、「国家機械」として理論的に再定義し、「大臣責任制」と「議会による監督」という制度的枠組みを通じて、「君主」という「国家機械」の行動を統制しようとした。(第5章)

また、ヴュルテンベルクの存在するゲマインデをいかに自由な個人の空間へと再構成するかという問題意識を抱いたリストは、「ゲマインデ＝コルポラツィオン」という、自然法契約論の言語化と公法的伝統が交錯する概念を用いて国家とゲマインデの法関係を定立した。そのうえで、個人の自由を保障する礎石であると同時に、才能の花を咲かせ、共同体の公益へと結実させるゲマインデの制度——「ゲマインデ議員」と「執行官」の選挙・担当・共同目的に応じる公益活動・官吏行為の監督——のあるべき姿を構想した。(第6章) こう

したゲマインデの理想像は、晩年リストの村落制度・混在耕地制の改革論においていっそう具体的なかたちで提示された。19 世紀前半の南ドイツにおける深刻な土地細分化と農村の貧困問題という歴史的現実を背景に、土地整理と村落制度改革の方策を模索し、農民層の生活基盤の再建を目指す晩年の論説「農地改革・零細経営・国外移住」の背後には、人間の「精神・道徳・教養」を基礎にした「政治的自由」の確保を重視する初期リストの思考が脈打っている。(第 8 章)

そして、初期思想が後期リストの経済思想に反映された一例はリストの鉄道論である。鉄道による交通網の拡大や産業の発展は、リスト自身にとっては、個人の生活基盤の充実と社会的ネットワークの拡大を通じて、個人と国家の結合を媒介する仕組みであった。言い換えれば、初期に「契約」「ゲマインデ」に託された自由と結合の理念は、後期には「産業」「鉄道」という近代的制度装置に置き換えられて継承されたのである。(第 7 章)